

平成23年(2011年)5月31日



埼玉県報

第 2 2 9 1 号
平成23年5月31日
火 曜 日

目 次

訓令

- [埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令\(総務給与課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(北部地域振興センター本庄事務所\)](#)
- [個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体の指定に関する告示\(税務課\)](#)
- [自動体外式除細動器\(AED\)に関する入札公告\(入札執行課\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定\(水環境課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [平成23年度埼玉県登録販売者試験の実施\(保健医療政策課\)](#)
- [管理美容師資格認定講習会の指定\(生活衛生課\)](#)
- [管理美容師資格認定講習会の指定\(生活衛生課\)](#)
- [手子林第三土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [埼玉県立図書館資料等搬送業務委託に関する落札者等の公示\(熊谷図書館\)](#)
- [WTOに基づく一般競争入札の中止の公告\(会計課\)](#)
- [IC運転免許証作成用消耗品等購入に関する契約の相手方等の公示\(会計課\)](#)
- [県道川越坂戸毛呂山線の区域変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道川越坂戸毛呂山線の供用開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [一般国道122号の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道利根川自転車道線の供用開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道利根川自転車道線の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設建設工事に関する入札公告\(荒川右岸下水道事務所\)](#)
- [政治資金規正法による政治団体の設立届\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法による政治団体の異動届\(選挙管理委員会\)](#)

- [政治資金規正法による政治団体の解散届及び収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法による資金管理団体の指定届\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法による資金管理団体の異動届\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法による資金管理団体の取消届\(選挙管理委員会\)](#)

雑報

- [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [議長・副議長選挙\(議会・秘書課\)](#)

正誤

- [埼玉県教委告示第27号目次中訂正\(高校教育指導課\)](#)

訓令

埼玉県人事委員会訓令第四号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一職員の勤務条件等に関する事務の項事務局長専決事項の欄6中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改め、同欄13中「規則第九号」の下に「。以下「学校職員勤務時間規則」という。」を加え、「第十条第五項」を「第十条第六項」に改め、同欄15を16とし、14を15とし、13の次に次のように加える。

14 学校職員勤務時間規則第十二条第一項第二十四号の規定に基づき、ボランティア休暇の期間が十日の範囲内となるときを定める場合及びボランティア休暇の対象となる施設を定める場合の協議に応ずること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年五月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人八重樫
- 三 代表者の氏名
新井 實
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県児玉郡上里町大字神保原町五百四十番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、上里町住民に対して成熟した市民社会の構築を目指し、そのための研修や学習機会の提供及び個人や団体が其々の能力を発揮して豊かに生きるための支援や援助を行い生涯学習の推進を図る事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第六百二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年五月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ワクワクボード
- 三 代表者の氏名
小松 政敏
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県本庄市けや木一丁目二十六番十八号S Tビル二階
- 五 定款に記載された目的
この法人は、少子高齢化社会にあつて、安心して老後を迎えることができる充実した社会保障制度及び地域社会の実現のために、市民が求める福祉について調査、研究、提言するとともに、高齢者及び障害者等の市民の生活自立を支援するサービスを提供することを通じて、より良い地域社会の推進に寄与することを目的とする。

告示

埼玉県告示第六百二十五号

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第二十五条の二第三号八の規定により、個人の県民税の寄附金税額控除の対象となる法人又は団体を指定したので、埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第九条の二三項の規定により告示する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

指定年月日	法人又は団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
平成二十三年 五月二十日	学校法人立正大学 学園	及川 周介	東京都品川区大崎四 二十六
平成二十三年 五月二十日	学校法人芝浦工業 大学	五十嵐 久也	東京都江東区豊洲三 七五
平成二十三年 五月二十日	学校法人東京理科 大学	塚本 桓世	東京都新宿区神楽坂一 三

告示

埼玉県告示第六百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

自動体外式除細動器（A E D） 260セット

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成23年8月31日（水）

(4) 納入場所

埼玉県立上尾高等学校ほか県立学校180校及び県有施設76施設

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成22年埼玉県告示第1075号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 小林 電話048-830-5780（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。
- (3) 入札・開札の場所及び日時
埼玉県庁総務部地下会議室 平成23年7月20日（水）午前10時
- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限
埼玉県総務部入札執行課物品調達・契約相談担当 平成23年7月19日（火）
午後5時
なお、書留郵便によること。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成23年7月7日（木）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
次に掲げる入札書は、無効とする。
 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
 - イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書
- (5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年6月20日(月)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(12) この入札の執行は、一般公開する。

なお、傍聴については、入札当日に先着順で受け付ける。

5 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased:

260 Automated External Defibrillators

(2) Deadline for submission:

By registered mail: must be received by 5:00 p.m., July 19, 2011.

In person: 10:00 a.m., July 20, 2011

(3) Contact point for the notice:

Bidding Enforcement Division, General Affairs Department,
Saitama Prefectural Government.

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301,

Tel. 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第六百三十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域を次のとおり指定する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域として指定する区域
別図のとおり（埼玉県朝霞市泉水三丁目百五番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物

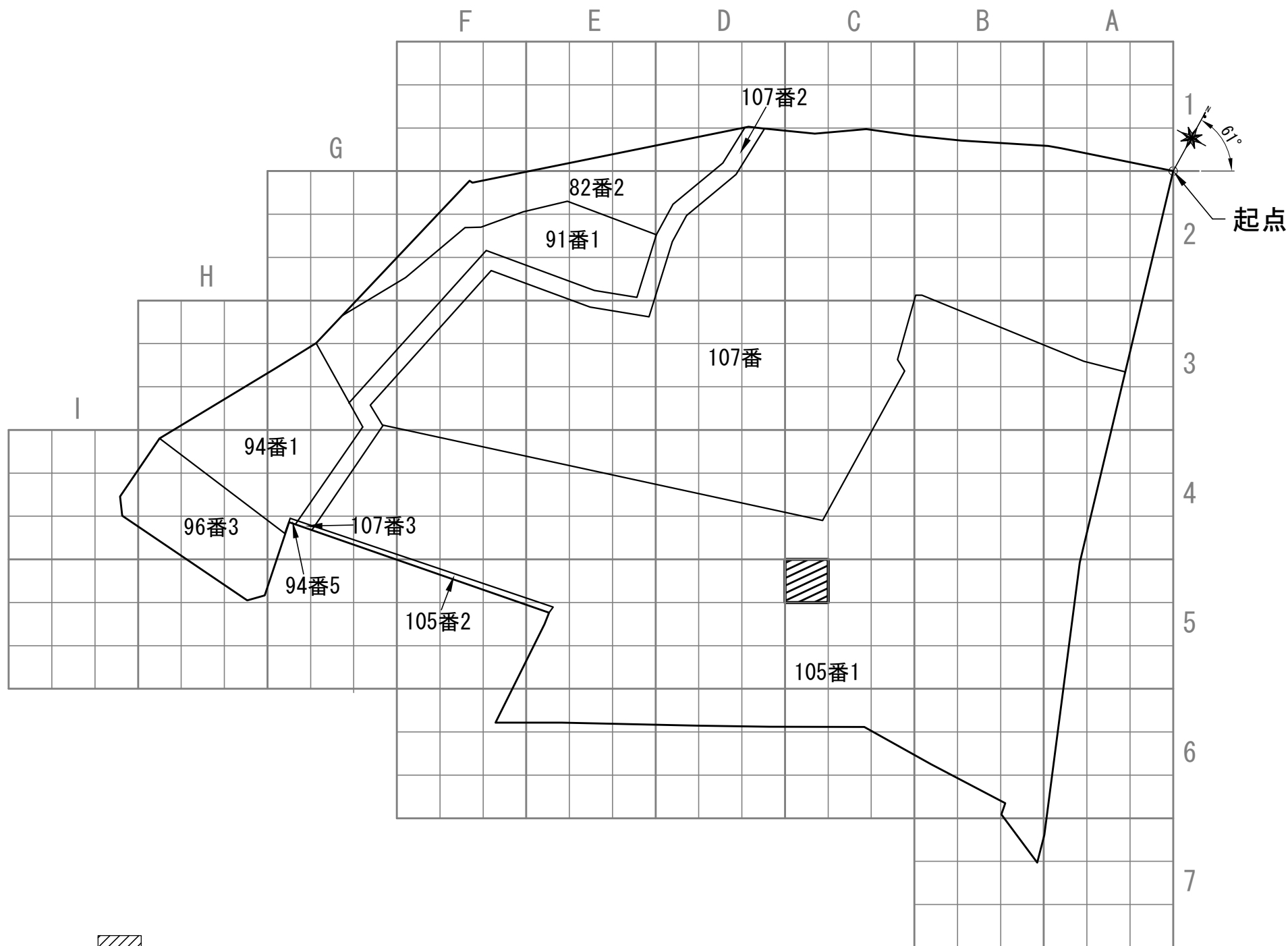
別 図

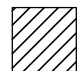
起点

市道426号線の西側エリア：起点は、朝霞市泉水3丁目107番の最北端とする。

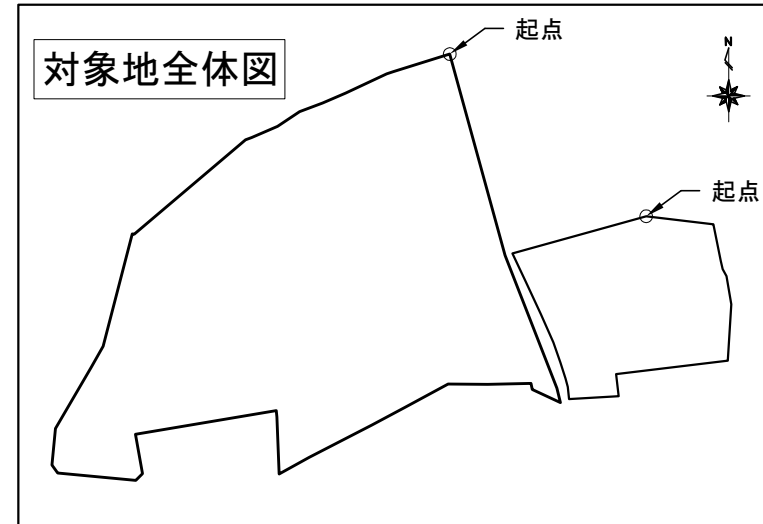
格子の回転角度 61度

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。



 形質変更時要届出区域

対象地全体図

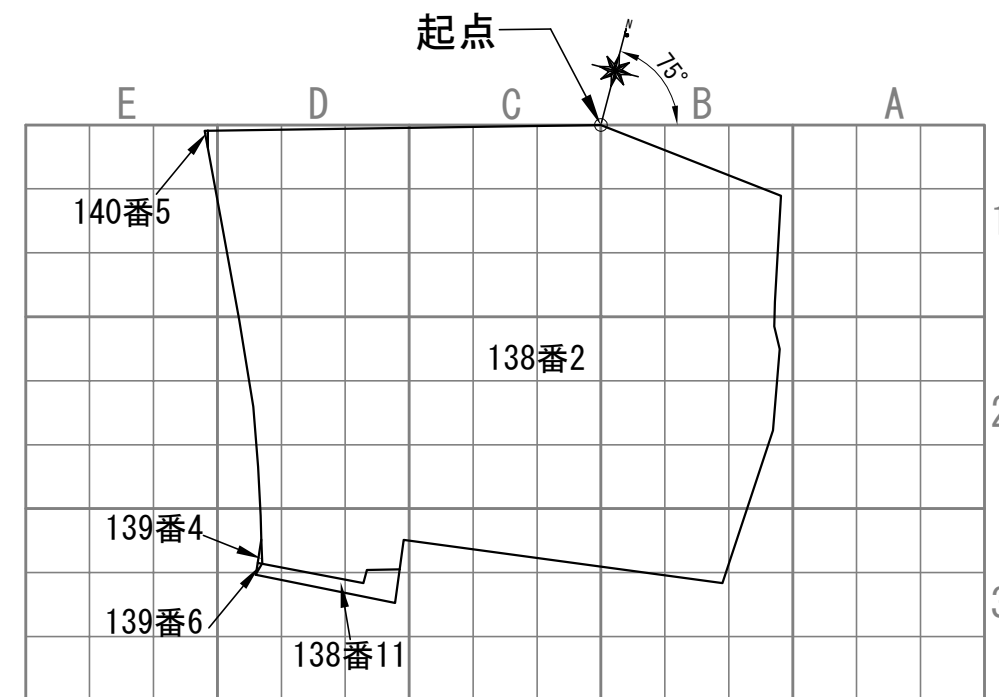


起点

市道426号線の東側エリア：起点は、朝霞市泉水3丁目138番2の最北端とする。

格子の回転角度 75度

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。



告 示

埼玉県告示第六百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
宇野 クリニック	宇野 秀之	春日部市粕壁 1 - 6 - 5 アーバンハイツ 2階	平成 23 年 4 月 1 日
小林 内科 医院	小林 竜也	比企郡小川町大塚 9 3 0 - 1	平成 23 年 4 月 1 日
金沢 クリニック	医療法人 悠幸会	川口市飯塚 3 - 2 - 1 アーバンハイツ 101	平成 23 年 4 月 1 日
きよた 眼科	清田 昇	川口市宮町 18 - 9 ララガーデン川口 2F	平成 23 年 4 月 1 日
医療法人社団 悠翔会 川口メディカルクリニック	医療法人社団 悠翔会	川口市柳崎 4 - 8 - 33	平成 23 年 5 月 1 日
医療法人社団 埼仁会 埼仁クリニック	医療法人社団 埼仁会	川口市西川口 1 - 26 - 11 1階	平成 23 年 4 月 1 日
杉戸 クリニック	堀 中 靖	北葛飾郡杉戸町下高野 1760 - 1	平成 23 年 4 月 1 日
医療法人社団 志木小児科・アレルギー科クリニック	医療法人社団 志木小児科・アレルギー科クリニック	新座市北野 3 - 18 - 15	平成 23 年 4 月 25 日
上青木 整形 外科	皆川 英成	川口市上青木西 4 - 14 - 12	平成 23 年 4 月 1 日
永尾 医 院	永尾 正	戸田市本町 4 - 2 - 1	平成 23 年 5 月 1 日
こしがや 脳神経 外科	医療法人社団 玉恵会	越谷市蒲生寿町 5 - 7 越谷メディカルビル 1F	平成 23 年 4 月 1 日
斎藤 医 院	齋藤 富雄	幸手市中 1 - 13 - 31	平成 23 年 4 月 1 日
すずのきメンタルケアクリニック	医療法人社団 ユーアイエミー会	久喜市北青柳 1 5 1 9	平成 23 年 4 月 1 日
埼玉県厚生農業協同組合連合会久喜総合病院	埼玉県厚生農業協同組合連合会	久喜市上早見 4 1 8 - 1	平成 23 年 4 月 1 日
越生メディカルクリニック	青木 宏明	入間郡越生町黒岩 1 9 9 - 1	平成 23 年 4 月 1 日
所沢メディカルクリニック	医療法人 渡部会	所沢市中富南 2 - 21 - 7	平成 21 年 12 月 1 日

医療法人 宏裕会 青木クリニック	医療法人 宏裕会	所沢市中新井 2 - 6 5 - 1	平成 22 年 11 月 1 日
医療法人社団 邦正会 けやき内科	医療法人社団 邦正会	所沢市並木 3 - 1 - 7 - 1 0 2	平成 19 年 9 月 1 日
こむろ 歯科クリニック	医療法人 衆知会	越谷市弥十郎 4 2 7 - 1	平成 23 年 4 月 14 日
豊岡 歯科診療所	渡邊 龍典	入間市豊岡 1 - 8 - 1 - 3 1 4	平成 23 年 4 月 1 日
医療法人 和田歯科医院	医療法人 和田歯科医院	行田市旭町 1 4 - 1 7	平成 23 年 4 月 1 日
有貴 歯科クリニック	林田 有貴子	所沢市小手指町 3 - 9 - 1 グランデール小手指2号1-C	平成 23 年 4 月 1 日
医療法人 仁佑会 三幸歯科医院	医療法人 仁佑会	所沢市若松町 7 2 0 - 7	平成 19 年 5 月 1 日
こばやし 歯科医院	小林 繁	坂戸市日の出町 1 2 - 2 3 - 1 F	平成 23 年 4 月 1 日
たかさご 歯いしゃ	山形 武宏	草加市高砂 1 - 3 - 2 0	平成 23 年 4 月 1 日
氷川デンタルクリニック	原 聡	草加市氷川町 9 1 7	平成 23 年 4 月 20 日
藤の花薬局	株式会社 葵調剤	春日部市粕壁 1 - 6 - 5 - 1 F	平成 23 年 4 月 1 日
コスモ薬局 みずほ台店	株式会社 コスモ調剤薬局	入間郡三芳町みよし台 6 - 1 4 ヴィラNS 1号室	平成 23 年 4 月 1 日
薬局 すばる	有限会社 アルファメディカル	大里郡寄居町寄居 6 7 1 - 3	平成 23 年 4 月 1 日
そうごう薬局 吉川美南店	総合メディカル 株式会社	吉川市木売新田 4 0 - 3	平成 23 年 3 月 1 日
戸田鈴薬局	株式会社 エスシーグループ	戸田市本町 4 - 2 - 1 9 - 1 0 2	平成 23 年 5 月 2 日
みどりの森薬局 亀久保店	グリーンファーマシー株式会社	ふじみ野市亀久保 1 2 4 2 - 1	平成 23 年 4 月 1 日
くりの木薬局	有限会社 白岡薬局	南埼玉郡白岡町小久喜 9 3 7 - 3 メゾンアンシエーヌ1階	平成 23 年 5 月 2 日
サークル薬局 新白岡西口店	山下 加奈子	南埼玉郡白岡町野牛 1 1 1 0 - 9	平成 23 年 5 月 1 日

ド リ ー ム 薬 局	株式会社 エムケー・ファーマシー	新座市東北2 - 30 - 15 川島屋ビル1階	平成 23 年 5 月 1 日
ま ご こ ろ 薬 局 笹 井 店	株式会社 昭和薬品	狭山市笹井2575 - 5	平成 23 年 4 月 1 日
ウエルシア薬局 戸田新曽店	ウエルシア関東 株式会社	戸田市新曽1803	平成 23 年 4 月 1 日
み な み 薬 局	クラフト 株式会社	戸田市新曽南1 - 9 - 15	平成 23 年 4 月 1 日
元 町 調 剤 薬 局	有限会社 西所沢調剤薬局	所沢市西住吉6 - 3	平成 23 年 4 月 1 日
が も う 薬 局	株式会社 アモール	越谷市蒲生寿町14 - 5 NAビル1階	平成 23 年 4 月 1 日
く す の き 薬 局	わかば薬局 株式会社	東松山市東平2081 - 1	平成 23 年 4 月 1 日

二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
崔 龍 哲		健 康 整 骨 院	豊島区北大塚2 - 27 - 1 吉松ビル1階B号室	平成 23 年 3 月 1 日
小 林 学		あ お ぞ ら 整 骨 院	越谷市千間台東1 - 15 - 5	平成 23 年 4 月 1 日
橋 本 健 司		大和鍼灸接骨理療院	熊谷市肥塚717 - 2	平成 23 年 5 月 2 日
齋 藤 真		や ま だ 整 骨 院	さいたま市桜区白楯39 - 2	平成 23 年 4 月 1 日
町 田 洋 朗		さ む ら い 整 骨 院	飯能市小瀬戸68 - 2	平成 23 年 4 月 1 日
渡 辺 謙 一		白岡名倉堂整骨院	南埼玉郡白岡町西6 - 10 - 6	平成 23 年 1 月 24 日
高 橋 哲 朗		中央在宅マッサージ	所沢市東所沢和田2 - 9 - 2 - 302	平成 23 年 4 月 20 日
村 田 翔 一		ひ ま わ り 整 骨 院	所沢市緑町4 - 4 - 8	平成 23 年 4 月 25 日

奥村 和也		中央在宅マッサージ	所沢市東所沢和田 2 - 9 - 2 - 3 0 2	平成 23 年 5 月 1 日
淀縄 めぐみ		中央在宅マッサージ	所沢市東所沢和田 2 - 9 - 2 - 3 0 2	平成 23 年 4 月 15 日
松田 雅夫		中央在宅マッサージ	所沢市東所沢和田 2 - 9 - 2 - 3 0 2	平成 23 年 4 月 13 日

告 示

埼玉県告示第六百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後
あおば薬局戸田公園	名称	健ナビ薬局戸田公園	あおば薬局戸田公園
医療法人福寿会 メディカルトピア草加病院	名称	医療法人福寿会 埼玉草加病院	医療法人福寿会 メディカルトピア草加病院

告 示

埼玉県告示第六百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	廃止年月日
埼玉県厚生農業協同組合連合会幸手総合病院	幸手市東4-14-24	平成23年3月31日
青木クリニック	所沢市中新井2-65-1	平成16年10月31日
こむろ歯科クリニック	越谷市弥十郎427-1	平成23年4月13日
医療法人社団玉恵会 こしがや脳神経外科・内科	越谷市南越谷2-6-33大沢ビル1階	平成23年3月31日
医療法人蒼龍会 越生メディカルクリニック	入間郡越生町黒岩199-1	平成23年3月31日
志木小児科・アレルギー科クリニック	新座市北野3-18-15	平成23年4月1日
たなか整形外科クリニック	志木市幸町4-3-18	平成23年4月30日
上青木整形外科内科	川口市上青木西4-14-12	平成23年3月31日
たかさご歯いしゅ	草加市高砂1-3-20	平成23年4月1日
本澤歯科医院	三郷市幸房139	平成23年4月4日
さくら薬局 幸手店	幸手市東4-27-3	平成23年4月10日
和田歯科医院	行田市旭町14-17	平成23年3月31日
森田整形外科	川口市並木3-14-9	平成23年3月23日
所沢メディカル・クリニック	所沢市中富南2-21-7	平成21年11月30日
三幸歯科医院	所沢市若松町842-2 所沢ハイコーポ1F	平成13年5月1日
療法人社団埼仁会 埼仁クリニック	川口市西川口1-6-1 小野田ビル8~10階	平成23年3月31日
けやき内科	所沢市並木3-1パークタウン駅前通り団地7-102	平成13年9月3日
金沢クリニック	川口市飯塚3-2-1	平成23年3月31日
みなみ薬局	戸田市新曽南1-9-15	平成23年3月31日

告 示

埼玉県告示第六百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	辞退年月日
くすのき薬局	東松山市東平2081-1	平成23年5月12日

告 示

埼玉県告示第六百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
あねとす病院	深谷市人見1975	医療法人好文会	通所リハビリテーション	平成22年9月1日
			介護予防通所リハビリテーション	平成22年9月1日
有料老人ホーム育進	児玉郡上里町七本木2867-7	有限会社育進	介護予防特定施設入居者生活介護	平成23年5月1日
アースサポート志木	志木市柏町4-5-1	アースサポート株式会社	訪問介護	平成23年4月1日
			介護予防訪問介護	平成23年4月1日
デイサービスこころ三芳	入間郡三芳町大字北永井946-1	社会福祉法人蓬莱会	介護予防通所介護	平成23年4月1日
朝霞ケアセンターそよ風	朝霞市溝沼1050-1	株式会社メデカジャパン	通所介護	平成23年3月1日
			短期入所生活介護	平成23年3月1日
			介護予防通所介護	平成23年3月1日
			介護予防短期入所生活介護	平成23年3月1日
なかよしヘルプーステーション	加須市飯積1904-1	特定非営利活動法人ほっとかないでネットワーク	訪問介護	平成23年4月1日
			介護予防訪問介護	平成23年4月1日
デイサービスセンターなかよし	加須市飯積1904-1	特定非営利活動法人ほっとかないでネットワーク	通所介護	平成23年4月1日
			介護予防通所介護	平成23年4月1日

なかよし居宅介護支援事業所	加須市飯積 1904-1	特定非営利活動法人ほっとかないでネットワーク	居宅介護支援	平成23年4月1日
アサヒサンクリーン在宅介護センター春日部	春日部市南 1-9-50	アサヒサンクリーン株式会社	訪問入浴介護	平成23年5月1日
			介護予防訪問入浴介護	平成23年5月1日
居宅介護支援事業所 リズム	川口市中青木 1-3-31	株式会社リズム	居宅介護支援	平成23年4月1日
ヘルパーステーション リズム	川口市中青木 1-3-31	株式会社リズム	訪問介護	平成23年4月1日
			介護予防訪問介護	平成23年4月1日
川口訪問介護ヘルパーステーション メディケア	川口市幸町 1-13-3	株式会社メディケア	訪問介護	平成23年4月1日
			介護予防訪問介護	平成23年4月1日
さくらそう訪問看護ステーション	春日部市粕壁2-8-12シカマビル207	県央ケアラーツサービス株式会社	訪問看護	平成23年5月1日
GENKI NEXT 川口前川	川口市前川 2-10-14	株式会社介護NEXT	通所介護	平成23年4月1日
			介護予防通所介護	平成23年4月1日
デイサービス純誠会こしがや	越谷市東大沢 4-13-3	株式会社純誠会	通所介護	平成23年4月1日
			介護予防通所介護	平成23年4月1日
デイサービスセンターおひさま	本庄市児玉町児玉 2378-3	株式会社こしの	通所介護	平成23年4月1日
か が や き	草加市両新田西町 246	有限会社東洋開発	福祉用具貸与	平成23年7月1日

			特定福祉用具販売	平成23年7月1日
			特定介護予防福祉用具販売	平成23年7月1日
			介護予防福祉用具貸与	平成23年7月1日
所沢西ケアセンターそよ風	所沢市三ヶ島 4-2138-1	株式会社メデカジャパン	居宅介護支援	平成23年3月1日
介護ショップ フラワー	鴻巣市東 1-1-25	株式会社ワムス	福祉用具貸与	平成23年1月15日
			特定福祉用具販売	平成23年1月15日
			特定介護予防福祉用具販売	平成23年1月15日
			介護予防福祉用具貸与	平成23年1月15日
アクアメイト所沢通所介護事業所	所沢市下富 1271-39	医療法人社団 常仁会	通所介護	平成23年4月1日
			介護予防通所介護	平成23年4月1日
アシストケアサービス深谷	深谷市新戒 29	有限会社アシストハウス	福祉用具貸与	平成23年4月1日
			特定福祉用具販売	平成23年4月1日
			特定介護予防福祉用具販売	平成23年4月1日
			介護予防福祉用具貸与	平成23年4月1日
グループホームみんなの家・鳩ヶ谷	鳩ヶ谷市里 396-1	株式会社ウイズネット	認知症対応型共同生活介護	平成23年4月1日

ケアプラン寿々喜	吉川市鍋小路 116-1	株式会社寿々喜	居宅介護支援	平成22年10月5日
けあビジョン日高	日高市高萩 1154-5 パルネットキタノ 102	株式会社ビジュアルビジョン	訪問介護	平成23年4月1日
			介護予防訪問介護	平成23年4月1日
介護老人保健施設ケアタウンゆうゆう	蓮田市南新宿字宿 994-1	医療法人名圭会	通所リハビリテーション	平成23年5月1日
			短期入所療養介護	平成23年5月1日
			介護老人保健施設	平成23年5月1日
			介護予防通所リハビリテーション	平成23年5月1日
			介護予防短期入所療養介護	平成23年5月1日
グループホーム万年青	秩父郡横瀬町横瀬 6160-3	有限会社 幹	認知症対応型共同生活介護	平成23年4月14日
			介護予防認知症対応型共同生活介護	平成23年4月14日
地域包括支援センターふじみ苑	富士見市鶴馬 3360-1	社会福祉法人富士見市社会福祉事業団	介護予防支援	平成23年4月1日
ウエルシア薬局 戸田新曽店	戸田市新曽 1803	ウエルシア関東 株式会社	居宅療養管理指導	平成23年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年4月1日
ニチイのやわらぎ鶴馬	富士見市鶴馬 3234-1	株式会社 ニチイ学館	小規模多機能型居宅介護	平成23年3月1日
			介護予防小規模多機能型居宅介護	平成23年3月1日

みやこ薬局 越谷駅前店	越谷市越ヶ谷 1-11-35 吾山ビル 1階	株式会社サイファー企画	居宅療養管理指導	平成23年3月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年3月1日
みやこ薬局 越谷店	越谷市東大沢 2-4-22	株式会社サイファー企画	居宅療養管理指導	平成23年3月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年3月1日
通所(介護予防通所)リハビリテーション 飯能市東吾野医療介護センター	飯能市虎秀 25-1	医療法人靖和会	介護予防通所リハビリテーション	平成23年4月1日
デイサービスセンターケアサポートそうか新善	草加市新善町 224-1	ケアサポート株式会社	認知症対応型通所介護	平成23年3月1日
			介護予防認知症対応型通所介護	平成23年3月1日
ショートステイ ケアサポートわこう	和光市下新倉 2-38-12	ケアサポート株式会社	短期入所生活介護	平成23年4月1日
			介護予防短期入所生活介護	平成23年4月1日
ルロワ東松山デイケアセンター	東松山市下野本 1465	ルロワ東松山デイケアセンター	通所リハビリテーション	平成23年4月1日
			介護予防通所リハビリテーション	平成23年4月1日
所沢西ケアセンターそよ風	所沢市三ヶ島 4-2138-1	株式会社メデカジャパン	通所介護	平成23年3月1日
			介護予防通所介護	平成23年3月1日
介護老人保健施設 飯能市東吾野医療介護センター	飯能市虎秀 25-1	飯能市	介護老人保健施設	平成23年4月1日
老人デイサービスセンターシンワ朝霞台	朝霞市東弁財 1-2-3	株式会社国土信和	通所介護	平成23年4月1日

			介護予防通所介護	平成23年4月1日
デイサービスセンター ケアサポートわこう	和光市下新倉 2-38-12	ケアサポート株式会社	通所介護	平成23年4月1日
			介護予防通所介護	平成23年4月1日
なかがわ指定居宅介護支援事業所	所沢市林 3-555-41	合同会社なかがわ	居宅介護支援	平成23年4月1日
ルロワ東松山居宅介護支援事業所	東松山市下野本 1465	ガイアコーポレーション株式会社	居宅介護支援	平成23年4月1日
ヤックス春日部薬局	春日部市新宿新田 279-1	株式会社 ヤックスケアサービス	居宅療養管理指導	平成23年3月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年3月1日
サンスマイル	北葛飾郡松伏町松伏 2107-5	合同会社サンスマイル	居宅介護支援	平成23年5月1日
アースサポート草加	草加市住吉 1-5-27	アースサポート株式会社	訪問入浴介護	平成23年5月1日
			介護予防訪問入浴介護	平成23年5月1日
居宅介護支援センター つくしんぼ	児玉郡上里町嘉美 1337	有限会社 埼玉ライフシステム	居宅介護支援	平成23年5月1日
まごころ薬局 笹井店	狭山市笹井 2575-5	株式会社 昭和薬品	居宅療養管理指導	平成23年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年4月1日
短期入所(介護予防短期入所)療養介護 飯能市東吾野医療介護センター	飯能市虎秀 25-1	医療法人 靖和会	介護予防短期入所療養介護	平成23年4月1日
わたどハウス	富士見市渡戸 2-7-32	有限会社サーバント	通所介護	平成23年5月1日

			介護予防通所介護	平成23年5月1日
茶話本舗デイサービス戸田	戸田市美女木 5-21-7	株式会社ウェルオフ	通所介護	平成22年12月1日
短期入所生活介護 ゆかりの家	深谷市人見 2051-1	医療法人好文会	短期入所生活介護	平成23年5月1日
			介護予防短期入所生活介護	平成23年5月1日
デイサービスセンター 楓	秩父市荒川上田野 755-9	社会福祉法人 秩父正峰会	通所介護	平成23年4月1日
			介護予防通所介護	平成23年4月1日
短期入所生活介護 上川原んち	熊谷市小島 449-1	有限会社ナトー ライフコンサルタント	短期入所生活介護	平成23年3月1日
			介護予防短期入所生活介護	平成23年3月1日
茶話本舗デイサービス草加	草加市手代町 246-8	株式会社ウェルオフ	通所介護	平成22年10月1日
ケアセンター ひだまり	草加市長栄町 122 ルミエール長栄	株式会社萌え木	居宅介護支援	平成23年1月14日
デイサービス よさげ家 小島	熊谷市小島 365 番地 2	株式会社アール・エス・ケー	認知症対応型通所介護	平成23年4月1日
			介護予防認知症対応型通所介護	平成23年4月1日
医療法人壮幸会 行田総合病院付属行田クリニック	行田市持田 395 番地 1	医療法人壮幸会	通所リハビリテーション	平成23年5月2日
			介護予防通所リハビリテーション	平成23年5月2日

告 示

埼玉県告示第六百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
富家在宅リハビリテーションケアセンター	所在地	ふじみ野市亀久保 2 1 9 7	ふじみ野市亀久保 1 8 3 9 - 4	介護予防訪問リハビリテーション
				介護予防訪問看護
				居宅療養管理指導
				訪問リハビリテーション
				訪問看護
				居宅介護支援
				介護予防居宅療養管理指導
富家在宅リハビリテーションケアセンター	名称	富家病院居宅介護支援センター	富家在宅リハビリテーションケアセンター	訪問看護
				介護予防居宅療養管理指導
				介護予防訪問リハビリテーション
				介護予防訪問看護
				訪問リハビリテーション
				居宅介護支援
				居宅療養管理指導
サニーホーム高齢者ケアセンター居宅介護支援事業部	所在地	北本市中丸 9 - 7 3	北本市中丸 1 0 - 3 5 - 1	居宅介護支援
有限会社訪問介護事業所 リリエンベルグ	所在地	新座市野火止 6 - 1 7 - 3	ふじみ野市大井中央 2 - 2 - 1 7	訪問介護
				介護予防訪問介護
ニチイケアセンター和光みなみ	名称	ニチイケアセンター和光南	ニチイケアセンター和光みなみ	通所介護

				介護予防通所介護
アシストハウス豊里	所在地	熊谷市新堀1231-3	深谷市新戒29	介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護
アシストハウス豊里	名称	アシストハウス熊谷	アシストハウス豊里	介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護
介護老人保健施設やまざくら	名称	寄居訪問看護ステーションかけはし	介護老人保健施設やまざくら	居宅介護支援
ケアプランセンター ジャム	所在地	本庄市東台4-4-15 藤和コーポ東台 - 104号	本庄市西五十子446-15	居宅介護支援
武蔵野ファーム	所在地	草加市氷川町2140-17 ロワールヒエダ504号	草加市中根1-1-1-1220	居宅介護支援
ニチイケアセンター草加住吉	名称	ニチイのやわらぎ草加住吉	ニチイケアセンター草加住吉	小規模多機能型居宅介護

告 示

埼玉県告示第六百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	サービスの種類	休止年月日
ケアプラン ひかり	三郷市上彦名595-1	居宅介護支援	平成23年3月31日

告 示

埼玉県告示第六百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
日高市地域包括支援センター	日高市南平沢1020	介護予防支援	平成23年4月1日

告 示

埼玉県告示第六百四十六号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の四第一項の規定により、登録販売者試験を次のとおり行う。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験期日及び試験場所

試 験 期 日	試 験 場 所
平成二十三年九月十一日（日）	獨協大学（草加市学園町一丁目一番地）

二 試験科目

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百五十九条の三第二項に規定する事項

三 受験手続

イ 受験願書の配布

平成二十三年六月一日（水）から埼玉県保健医療部保健医療政策課及び各保健所において配布する。

ロ 試験手数料

一万五千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書の提出期間

平成二十三年六月二十七日（月）から同年七月二十日（水）まで

ニ 受験願書の提出方法及び宛先

簡易書留郵便によること。

日本郵便柏支店私書箱第五十号 埼玉県登録販売者試験センター

平成二十三年七月二十日（水）までの消印のあるものに限る。

四 合格発表

イ 埼玉県庁本庁舎一階南側エレベーター前に掲示

平成二十三年十月十一日（火）午前十時から同月十二日（水）午後五時まで

ロ 埼玉県ホームページ（<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/eiseishikennanai.html>）に掲載

平成二十三年十月十一日（火）午前十時から同年十一月十日（木）午後五時

まで

告 示

埼玉県告示第六百四十七号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

平成二十三年十月十七日から十月三十一日までの間のうち主催者の指定する

三日間

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館

三 受講料

一万八千円

告 示

埼玉県告示第六百四十八号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、
管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 平成二十三年十月十七日から十月三十一日までの間のうち主催者の指定する三日間

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館

ロ 平成二十三年十一月八日から十一月二十九日までの間のうち主催者の指定する三日間

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館

三 受講料

一万八千円

告 示

埼玉県告示第六百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十三年五月二十六日認可した。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

手子林第三土地改良区

二 事務所所在地

羽生市

告示

埼玉県告示第六百五十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇一〇一九 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

さいたま市緑区大字三室三〇三二番一 外二三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一三九九・六四二立方メートル

浸透効果量 〇・一六七五立方メートル毎秒

告示

埼玉県告示第六百五十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

埼玉県立図書館資料等搬送業務委託 一式（予定搬送回数 821回）

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立熊谷図書館図書館協力担当 埼玉県熊谷市箱田5丁目6番1号

3 落札者を決定した日

平成23年3月28日

4 落札者の氏名及び住所

熊谷通運株式会社 埼玉県熊谷市筑波3丁目193番地

5 落札金額

18,900円（搬送1回当たりの単価（税込み））

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成23年2月8日

告 示

埼玉県告示第六百五十二号

平成二十三年埼玉県告示第四百七十五号（総合文書管理システム開発業務委託に関する入札公告について）は、取り消す。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第六百五十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
I C 運転免許証作成用消耗品等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成23年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
- 5 契約金額
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

別表

I C 運転免許証作成用消耗品

品名	規格	金額 (税抜き)
I C カード用基体 一般用	300 枚 × 3	473,400円
I C カード用基体 優良用	300 枚 × 3	473,400円
I C カード用基体 新規用	300 枚 × 3	473,400円
経歴書用カード基体	300 枚 × 1	147,000円
高速型用リボン(セット)	2,000 枚 × 1 × 7 種	130,800円
標準型用リボン(セット)	500 枚 × 1 × 3 種	43,400円

I C 運転免許証作成機部品等消耗品

品名	金額 (税抜き)
撮影機用消耗品	
・上下ランプセット	14,700 円
・ハードディスク(撮影機)	45,000 円
・3 C C D カメラ(撮影機)	495,000 円
・免許証リーダー(撮影機)	580,000 円
・U P S	31,000 円
プリンター用消耗品	
・エアフィルターセット	14,500 円
・ホッパー部固定ブラシ	11,900 円
・搬送ローラーセット	39,600 円
・サーマルヘッドセット	130,000 円
・プラテンローラー	10,000 円
・ヒートローラーセット	65,900 円
・シュートローラーセット	22,000 円
・タイミングベルトセット	17,000 円

・ロール E X I T セット	47,300 円
・ロールロアピンチローラー	21,500 円
・ピンチロール U P	65,000 円
・ヒートロールカム部組立	40,000 円
・ピンチロールカム部組立	31,800 円
・ H S 固定ブラシ	9,500 円
・ H S 部リボンセンサー	6,500 円
・本籍印字ロール紙	17,500 円
・ I C 確認装置用指紋認証 U S B	19,700 円
・ I C 確認装置底板	9,000 円
複写撮影装置用消耗品	
・ 3 C C D カメラ組立	559,000 円
・ 撮影用 L E D ランプ	16,000 円
・ 吸着パッド	8,500 円
・ 入口センサー	1,700 円
・ 2 枚取りセンサー	5,500 円
・ 電磁弁組立	20,100 円
・ エアフィルターセット	7,100 円

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

一 道路の種類 県道

二 路線名 川越坂戸毛呂山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字杉下二 二〇番一地从り同市大字五味 ヶ谷字椿山一三三八番一地从り	区 間
一六・〇〇 二五・〇〇	一六・〇〇 二五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
三六五・〇〇		延長 (メートル)
整備工事	地方特定道路(改築)	備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 西 成 秀 幸

川越坂戸毛呂山線	路線名
鶴ヶ島市大字五味ヶ谷字広田五〇番一地从り同市大字五味ヶ谷字椿山二六七番一地从りまで	供用開始の区間
平成二十三年六月一日	供用開始の期日
延長七九三・〇〇メートル	備考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

<p>百二十二号</p>	<p>路 線 名</p>
<p>まで 同市大字桑崎字桑崎八〇〇番一地先</p>	<p>供用開始の区間 羽生市大字桑崎字桑崎三九三地先 から</p>
<p>平成二十三年五月三十一日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>メートル 延長六八七・〇〇</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年六月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 田 学

利根川自転車道	路線名
加須市旗井字堤外二一四八番三 地先から 同市外野字本田一七三番四地先 まで	供用開始の区間
平成二十三年六月一日	供用開始の期日
延長七六〇六・七 メートル	備考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

<p>路 線 名</p>	<p>利根川自転車道線</p>
<p>供 用 開 始 の 区 間</p>	<p>久喜市栗橋字上町三四三二番二地先から 同市栗橋字三ツ俣三三八三番地先まで</p>
<p>供 用 開 始 の 期 日</p>	<p>平成二十三年六月一日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十三年五月二十四日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十二号で告示した供用開始である。延長三〇九・三〇メートル</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年五月二日

指令川建セ第二二 一二九一号

二 検査済証番号

平成二十三年五月二十六日

川建セ第二三 九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町上野東三丁目一九番八、一九番九、一九番一、一九番一

一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市北原町三丁目二番二二号

株式会社 アイネストワン 代表取締役 西河 洋一

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十二年十一月十日

指令川建セ第二二 一 六号

二 検査済証番号

平成二十三年五月二十六日

川建セ第二三 一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字田甲字西原一七七番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市御茶山町三番地四 ロイヤル御茶山A二 一

木村 裕美

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十二年八月二十日

指令川建セ第二二〇〇四五〇号

二 検査済証番号

平成二十三年五月二十五日

川建セ第二三〇〇一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字高谷寺ノ下一三九二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字高谷一二九四番地

岡部 寛

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕 子

第一号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定道路の種類
平成二十三年 五月二十日	指定の年月日
埼玉県南埼玉郡白岡町大字白岡字山 八百十九、八百十、八百十一、 八百十二、八百十三	指 定 道 路 の 位 置
三十四・九〇	指定道路の延長 (単位メートル)
四・五〇	指定道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十三年三月二十二日

指令越建セ第二二〇〇七八〇号

二 検査済証番号

平成二十三年五月二十七日

越建セ第八六 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東五百三十番一、五百三十番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字西原三百十四番地四

齋藤 将生

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

1 工事概要等

(1) 工事名

荒川右岸流域下水道終末処理場下水汚泥固形燃料化施設建設工事

(2) 工事場所

埼玉県和光市新倉7丁目地内(新河岸川水循環センター内)

(3) 設計及び施工期間

ア 設計期間

契約締結の日から平成24年3月31日までとする。

イ 施工期間

平成24年4月1日から平成27年2月28日までとする。

(4) 予定価格

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

ア 施設概要

下水汚泥を炭化によりバイオマス燃料である固形燃料へと変換する施設(以下「固形燃料化施設」という。)。詳細は要求水準書参照するものとする。

イ 規模

県が供給する計画汚泥量は、62,050t-wet/年(200t/日程度)として、それを処理可能な同規模複数系列の本施設を設計するものとする。

ウ 業務範囲

本施設の設計及び、施工に関する業務の一切とする。

なお、施工は、土木工事、建築工事、機械設備工事及び電気設備工事により実施される。

(6) 入札手続の方法等

ア 担当部局

〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号

埼玉県荒川右岸下水道事務所 設備担当 電話 048-466-9422

イ 入札説明書等の交付方法

埼玉県のホームページ

(<https://ebidwwwjk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>)からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合(書類をダウンロードできない場合を含む。)には、次により交付する。

(ア) 交付期間

入札公告の日から平成 23 年 11 月 17 日（木）までの午前 9 時から午後 3 時まで。

(1) 交付場所

上記アの担当部局に同じ。

ウ 入札参加資格に関する質問及び回答

入札参加資格に関する質問がある場合は、次に従い、書面にて提出すること。

(ア) 期間

公告日から平成 23 年 6 月 8 日（水）までの午後 1 時から午後 5 時まで。

(イ) 場所

上記アの担当部局に同じ。

(ウ) 方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便）によることとし、電送による提出は認めない。詳細は入札説明書のとおり。

(エ) 回答

平成 23 年 6 月 17 日（金）から平成 23 年 6 月 24 日（金）までの間、上記ウ(イ)において閲覧に供することとし、応募者で希望する者には当該回答書を配布する。

エ 入札説明書等に関する質問及び回答

入札説明書に示される入札参加資格以外の事項に関する質問がある場合は、次に従い、書面にて提出すること。

(ア) 期間

公告日から平成 23 年 6 月 17 日(金)までの午後 1 時から午後 5 時まで。

(イ) 場所

上記アの担当部局に同じ。

(ウ) 方法

持参又は郵送（配達証明付書留郵便）によることとし、電送による提出は認めない。詳細は入札説明書のとおり。

(エ) 回答

平成 23 年 7 月 15 日（金）から入札日の前日までの間、上記アにおいて閲覧に供することとし、応募者で希望する者には当該回答書を配布する。

2 落札者の決定方法

- (1) 本工事は入札に先立ち、維持管理運転並びに燃料化物の買取り利用を踏まえた設計及び施工に係る総合評価技術提案（以下「技術提案」という。）を受付

け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札（高度技術提案型）を採用する。

なお、維持管理運転及び燃料化物の買取り利用期間は、平成 27 年 3 月 1 日から平成 47 年 3 月 31 日までとする。

(2) 本工事は、技術提案に基づいた設計及び施工を一括して発注する設計及び施工一括発注方式を採用する。

3 入札に参加する者に必要な資格

本入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 必要要件

ア 単体企業（以下「単体」という。）又は 2 者若しくは 3 者による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）であること。

イ 特定企業体の場合、特定企業体における運営形態、各構成員の出資比率及び代表構成員の選定については、埼玉県下水道局建設工事共同企業体取扱要綱によること。ただし、第 10 条(1)及び(6)は除く。

ウ 単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(ア) 本入札に係る複数の特定企業体の構成員（単体の場合にあっては、本件入札に係る特定企業体の構成員に）となっていないこと。

(イ) 次のいずれにも該当しない者であること。

a 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

b 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成 22 年埼玉県流域下水道事業管理規程第 17 号。以下「財務規程」という。）第 168 条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者

c 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定の日以降の日を審査基準日とする経営事項再審査を受けている者を除く。

(ウ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(エ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受

けていない者であること。

(オ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条（建設業の許可）の規定による機械器具設置工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

エ 単体又は特定企業体の代表構成員（以下「代表構成員等」という。）にあっては、平成 21 年度及び平成 22 年度に完成した埼玉県発注工事のうち機械器具設置工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても 65 点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

オ 単体又は特定企業体の各構成員が、機械器具設置工事業について、開札日から 1 年 7 か月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査を受け、その総合評点が代表構成員等にあっては 500 点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日に直近のものとし、上記ウ（イ）c のただし書に該当する者は、手続開始決定の日以降のものとする。

なお、官公需適格組合については、その総合評点を、平成 23・24 年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者格付要領第 4 のただし書に定める特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日に直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

カ 入札参加を希望する者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

本事業に関する県のアドバイザー業務の受託者等（地方共同法人日本下水道事業団、日本水工設計株式会社）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

キ 技術提案書（改善要求がなされた場合は再技術提案書）の内容が、発注者の設定している最低限の要求要件や施工条件を満たしていること。なお、提出のあった技術提案書（又は再技術提案書）については、入札説明書等に示す指定事項の履行の担保及び施工の確実性、安全性等を評価する。

(2) 施工実績

代表構成員等は、契約の締結日にかかわらず、平成 13 年 4 月 1 日から公告日までの間に、国内における廃棄物に関する燃料化設備、炭化設備及び汚泥焼却設備（設備処理能力 20 トン / 日以上に限る。）のうちいずれかの新設又は更新工事を元請けとして完成させた実績を有すること。ただし、特定建設工事共同企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。

(3) 配置予定技術者

ア 代表構成員等は、本工事の設計における配置予定の技術者として技術士（上下水道部門又は機械部門）又はRCCM（下水道部門）の資格を有する者を管理技術者として本業務に配置できること。また、別途、同等以上の技術経験を有する照査技術者を本業務に配置できること。

イ 代表構成員等は、機械器具設置工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。

ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。

なお、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。

4 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格審査申請書及び資料（技術提案に関する要件を除く。）の提出期間及び場所等

本件入札に参加を希望するものは、次に従い、入札参加資格審査申請書及び資料を提出すること。

ア 期間

公告日から平成23年7月1日（金）までの午後1時から午後5時まで（閉庁日を除く。7月1日（金）は午後3時まで）

イ 場所

上記1(6)アの担当部局に同じ。

ウ 方法

持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。詳細は入札説明書のとおり。

(2) 競争入札参加資格（技術提案に関する要件を除く。）の確認

入札参加資格審査申請書及び資料を提出した応募者について、競争入札参加資格（技術提案に関する要件を除く。）の有無を確認し、その結果を応募者に対して、平成23年7月19日（火）に一般競争入札参加資格（技術提案に関する要件を除く。）確認結果通知書により通知する。

(3) 技術提案書の提出期間及び場所等

前記(2)により競争入札参加資格（技術提案に関する要件を除く。）確認結果通知により資格を有すると認められた応募者は、次に従い、技術提案書を提出すること。

ア 期間

平成 23 年 8 月 22 日（月）から平成 23 年 8 月 25 日（木）までの午後 1 時から午後 5 時まで

イ 場所

上記 1 (6)アの担当部局に同じ。

ウ 方法

持参することとし、郵送又は電送による提出は認めない。詳細は入札説明書のとおり。

- (4) 競争入札参加資格（技術提案に関する要件）の確認技術提案書を提出した応募者について、競争参加資格（技術提案に関する要件）の有無を確認し、その結果を応募者に対して、平成 23 年 11 月 10 日（木）に一般競争入札参加資格（技術提案に関する要件）確認結果通知書により通知する。

- (5) 入札書等の提出期間及び場所等

前記(4)により競争入札参加資格（技術提案に関する要件）の確認結果通知書を受領した応募者は、次に従い、入札書等を提出すること。

ア 持参による場合

(ア) 期間

平成 23 年 11 月 16 日（水）から 11 月 17 日（木）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（17 日（木）は午後 3 時まで）

(イ) 場所

上記 1 (6)アの担当部局に同じ。

イ 郵送（配達証明付書留郵便）による場合

(ア) 期間

平成 23 年 11 月 17 日（木）の午後 3 時まで

(イ) 場所

上記 1 (6)アの担当部局に同じ。

- (6) 入札及び開札の日時等

ア 日時

平成 23 年 11 月 18 日（金）午前 10 時

イ 場所

上記 1 (6)アの担当部局に同じ。

5 設計図書等

設計図書等の貸与は、次のとおりとする。

- (1) 貸与を希望する者は「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の

場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。
なお、「設計図書等貸与申請書」を持参した場合は、受理しない。

ア 場所

〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号

埼玉県荒川右岸下水道事務所

設備担当 電話048(466)9422ファクシミリ048(466)9418

イ 受付期間

公告日から平成23年6月17日(金)午後5時まで

(2) 貸与資料

本技術提案書の作成にあたり、以下の資料の貸与を認めるものとする。

ア 汚泥固形燃料化事業導入調査・設計業務委託(荒川右岸流域下水道に係る技術的援助)に関する協定 地質調査報告書(平成23年3月)

イ 汚泥固形燃料化事業導入調査・設計業務委託(荒川右岸流域下水道に係る技術的援助)に関する協定 測量調査報告書(平成23年3月)

ウ 平成16年度(2004年度)維持管理年報

エ 平成17年度(2005年度)維持管理年報

オ 平成18年度(2006年度)維持管理年報

カ 平成19年度(2007年度)維持管理年報

キ 平成20年度(2008年度)維持管理年報

ク 平成21年度(2009年度)維持管理年報

(3) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの宅配便により設計図書等を送付する。

(4) 返却

平成23年6月30日(木)までに郵送等により上記(1)アの場所に返却すること。

6 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次に従い、書面にて提出すること。

(1) 期間

公告日から平成23年6月22日(水)までの午後1時から午後5時まで。

(2) 場所

上記5(1)アの担当部局に同じ。

(3) 方法

持参又は郵送(配達証明付書留郵便)によることとし、電送による提出は認めない。詳細は入札説明書のとおり。

(4) 回答

平成 23 年 7 月 15 日(金)から上記 5 (1)アにおいて閲覧に供することとし、応募者で希望する者には当該回答書を配布する。

7 現場説明会

開催しない。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を初度入札時に入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 入札回数

ア 再度入札は1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(5) その他

ア 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回をすることはできない。

イ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の関係法令に違反する行為を行ってはならない。

ウ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

(6) 入札の無効

ア 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(ア) 入札参加資格のない者がした入札

(イ) 明らかに連合によると認められる入札

(ウ) 虚偽の確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者がした入札

(エ) 所定のものと異なる方法による入札その他公告又は入札説明書に定め

る入札に関する条件に違反した入札

- (オ) 入札金額見積内訳書を提出しない者又は不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (カ) 総合評価関係資料を提出しない者がした入札
- (キ) 入札者の押印のない入札書による入札
- (ク) 記載事項を訂正した場合には、その箇所に押印のない入札書による入札
- (ケ) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (コ) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (サ) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (シ) 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- (ス) 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかった入札

9 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価一般競争入札の仕組み及び評価方法

本工事は、次の方法により落札者を決定する総合評価一般競争入札方式とする。なお、詳細は入札説明書による。

ア 技術提案書の内容に応じ、落札者決定基準に示す評価項目及び配点に基づき、技術評価点を与える。

イ 入札価格を用い、次式により得た数値を価格評価点として与える。

$$\text{価格評価点} = (100 - \text{技術評価点満点}) - 100 \times \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{予定価格}} \right)$$

ウ 総合評価

総合評価は、下式で得る総合評価点をもって行う。

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

(2) 評価項目

設計及び施工に関する事項

ただし、次の事項を踏まえたものとして、次の事項も評価項目とする。

ア 燃料化物の燃料としての利用に関する事項

イ 設計及び施工、維持管理運転に関する事項

ウ コスト（維持管理費に関する事項及び燃料化物買取りに関する事項）

10 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を

行ったものを落札者とするか否かを決定する。また、調査対象者と契約を締結した場合は、下請け業者との関係において適正な履行が行われているか追跡調査を行うものとする。)

11 支払条件

(1) 前金払

する(その金額は、契約金額の40パーセント以内とし、1万円未満の端数金額は切り捨てる。)。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の40パーセント以内とする。

(2) 中間前金払

する(中間前金払を選択した場合に限る。その金額は、契約金額の20パーセント以内とし、1万円未満の端数金額は切り捨てる。)。ただし、継続費又は債務負担行為に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する(部分払を選択した場合に限る。)

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

本入札は入札ボンド制度の導入を試行するものであり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第171条第2項第3号又は第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

ア 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)の100分の5以上(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)の額の入札保証金を納付しなければならない。

イ 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書(以下「依頼書」という。)に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

また、依頼書に記入された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書によって納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

(ア) 提出先

〒351-0115 埼玉県和光市新倉6丁目1番1号

埼玉県荒川右岸下水道事務所

総務・管理担当 電話048(466)9410 ファクシミリ048(466)9418

(イ) 依頼書提出期間

平成23年6月1日(水)午前9時から平成23年11月14日(月)午後5時まで

ウ 納付期限

平成23年11月17日(木)

エ 納付の確認

金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

(ア) 提出先

上記(2)イ(ア)に同じ。

(イ) 提出期限

平成23年11月17日(木)午後3時まで

オ 次に掲げる有価証券等を担保として持参(下記(ア) c にあつては、郵送又は宅配便)により提出することによって、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(下記(ア) c にあつては、保証金額)と同額とする。

(ア) 対象となる有価証券

a 利付国債

b 埼玉県債

c 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)の保証

(イ) 提出先

上記(ア)については、(2)イ(ア)の提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

なお、上記(ア)cについては電話で着信確認を行うこと。

(ウ) 提出期限

平成23年11月17日(木)午後3時まで

カ 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送又は宅配便により上記(イ)の提出先に(ウ)に示す期限

までに提出した者

- (イ) 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送又は宅配便により上記(イ)の提出先に(ウ)に示す期限までに提出した者

キ 落札者以外の者が納付した入札保証金は入札の終了後に還付するので、納付書兼領収書により入札保証金を納付した者は、あらかじめ、振込先、口座番号等を記入した請求書を用意すること。

なお、落札者がある責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、入札保証金を還付しない。

また、落札者に係る入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

ク 入札保証又は入札保証保険の期間は以下の期間を含むこと。

入札書提出日から平成23年12月27日(火)まで

(3) 契約保証金

本工事における契約保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規程第153条第2項第3号に掲げる履行実績による契約保証金の免除は行わない。

ア 落札者は、契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。

イ 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(ウ)にあつては、保証金額)と同額とする。

(ア) 利付国債

(イ) 埼玉県債

(ウ) 銀行等又は保証事業会社の契約保証証書

ウ 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した者

(イ) 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と、埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

エ 契約保証金は、当該契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がある責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときは、契約保証金を還付しない。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、事業者は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(7) その他

ア 入札参加者は、入札説明書を熟読し、公正かつ適正に入札すること。

イ 落札決定から本契約までの間に埼玉県 of 契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条の規定による入札参加停止措置又は埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱第3条の規定による入札参加除外措置を受けた者は、本契約を締結することができない(契約辞退を申し出るものとする。)。この場合においては、県は一切の損害賠償の責任を負わない。

13 Summary

(1) Subject matter of the contract: Sewage sludge fuel production plant construction of the Arakawa Regional Sewerage System

(2) Time-limit for the submission of application forms and attached documents for confirmation of qualification: 3:00 p.m. , July 1, 2011

(3) Time-limit for tender: 3:00 p.m. , November 17, 2011

(4) Contact Information

Arakawa Right Bank District Regional Sewage Management Office

Person Incharge Of Facility, Saitama Prefectural Government

Niikura 6-1-1, Wako-shi, Saitama-ken 351-0115

Tel 048-466-9422

告 示

埼玉県選管告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、
次の政治団体から設立の届出があつた。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) その他の政治団体

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
伊奈の子どもの未来を拓く会	中原 敦子	中原 純	北足立郡伊奈町西小針4 - 9 5	平成23年4月13日
片田ひろあき後援会	片田 広明	片田 宏子	深谷市国済寺2 8 - 5	平成23年4月7日
こうさか清二後援会	高坂 清二	篠崎 智美	比企郡滑川町月輪1 3 5 0 - 4	平成23年4月5日
桜沢たもつ後援会	櫻沢 孝司	櫻沢 節子	児玉郡美里町阿那志6 5 7	平成23年4月20日
田上やすお後援会	堀 文雄	田上 安男	和光市中央2 - 6 - 1 5	平成23年4月4日
中たけし後援会	中 毅志	中 毅志	所沢市三ヶ島5 - 1 2 6 2 - 1	平成23年4月1日
野田直人後援会	野田 直人	井田 美樹	飯能市飯能6 7 1 - 1	平成23年4月18日
ふじい栄一郎後援会	八木澤 貴	浜田 進	南埼玉郡白岡町上野田1 0 6 1	平成23年4月4日
よしだ文江後援会	吉田 文江	尾高 由希子	川越市新富町1 - 1 3 - 2 4 0 3号室	平成23年4月5日
渡辺春雄後援会	渡辺 春雄	内埜 千代子	坂戸市柳町1 4 - 2	平成23年4月14日

告 示

埼玉県選管告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、
次の政治団体から異動の届出があつた。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
民主党埼玉県参議院選挙区第4総支部	主たる事務所の所在地	さいたま市浦和区高砂2-3-18 セキモトビル4F	さいたま市浦和区岸町7-9-17 葵ビル1-A	平成23年4月11日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
朝霞地区薬剤師連盟	代表者	小田 美良	吉沢 晴光	平成23年4月6日
池田まり・さいたま共生のまちづくり ネットワーク	会計責任者	池田 麻里	山崎 裕子	平成23年4月28日
浦和歯科医師連盟	代表者	桑原 栄	大関 豊壽	平成23年4月25日
	会計責任者	小谷野 俊啓	松浦 輝雄	同上
大山義一後援会	会計責任者	田村 泰雄	高橋 勝彦	平成23年4月5日
北埼玉郡市歯科医師政治連盟	代表者	根本 武雄	石岡 克司	平成23年4月7日
行和会	主たる事務所の所在地	さいたま市浦和区高砂2-3-18 セキモトビル4F	さいたま市浦和区岸町7-9-17 葵ビル1-A	平成23年4月6日
埼玉県中小企業団体政治連盟	会計責任者	田島 俊秀	野口 高一	平成23年4月4日
さいたま政経懇話会“かがやき”	主たる事務所の所在地	坂戸市関閘2-9-7	坂戸市南町26-7	平成23年4月15日
笹本えいすけ後援会	会計責任者	笹本 美智子	深瀬 剛男	平成23年4月15日
谷川恵子後援会	代表者	山下 奉文	小川 タケノ	平成23年4月14日

所沢市歯科医師連盟	代表者	広鱈 共和	今坂 俊介	平成 23 年 4 月 8 日
	会計責任者	広鱈 共和	今坂 俊介	同上
	主たる事務所の所在地	所沢市西所沢 1-13-16	所沢市日吉町 9-22 いせきビル 4F	同上
ふくしま正夫後援会	名称	ふくしま正夫後援会	「正和会」ふくしま正夫後援会	平成 23 年 4 月 14 日
	代表者	内田 親	鳥海 一男	同上
松岡こういち後援会	主たる事務所の所在地	さいたま市緑区太田窪 1-14-13 -201	さいたま市緑区三室 1207-4	平成 23 年 4 月 20 日
吉岡信彦後援会	代表者	久保田 一雄	吉岡 信彦	平成 23 年 4 月 20 日

告 示

埼玉県選管告示第七十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

別記1（平成23年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。）

(1) 政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党埼玉県南第三区第一支部	平成23年 4月21日	平成23年 4月21日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
新しい町づくりを進める会	平成23年 3月31日	平成23年 4月15日
いいじまあきお後援会	平成23年 4月27日	平成23年 4月28日
大島敬治後援会	平成23年 4月27日	平成23年 4月27日
岡田ひろみ後援会	平成23年 3月 8日	平成23年 4月 1日
坂本ゆうのすけ後援会	平成23年 3月10日	平成23年 3月23日
千野寿政を応援する会	平成23年 3月20日	平成23年 3月22日
飛翔会	平成23年 3月10日	平成23年 3月23日

別記2（平成23年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。）

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
中たけし後援会	平成23年 4月 1日	平成23年 4月 1日
野田直人後援会	平成23年 4月18日	平成23年 4月18日
フロンティア21	平成23年 4月18日	平成23年 4月18日
森泉よしお後援会	平成22年12月31日	平成23年 4月15日
渡辺春雄後援会	平成23年 4月12日	平成23年 4月14日

別記3

政治団体の名称 自由民主党埼玉県南第三区第一支部

報告年月日 平成23年1月19日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	6,034,709円
ア 前年繰越額	2,826,368円
イ 本年收入額	3,208,341円
(2) 支出総額	4,614,136円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄付	1,327,000円
b 法人その他の団体からの寄附	380,000円

イ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

(ア) 自由民主党埼玉県支部連合会	1,000,000円
-------------------	------------

(イ) 自由民主党埼玉県第五選挙区支部	500,000円
---------------------	----------

ウ その他の収入

10万円未満の収入	1,341円
-----------	--------

合計	3,208,341円
----	------------

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
松永 和子	300,000円	さいたま市
鈴木 勉	300,000円	戸田市
波多野 尚樹	100,000円	さいたま市
その他の寄附	627,000円	

イ 法人その他の団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
武蔵屋ハウス(株)	300,000円	さいたま市
その他の寄附	80,000円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 人件費	25,200円
(イ) 備品・消耗品費	13,784円
(ウ) 事務所費	22,106円

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費	1,156,002円
(イ) 選挙関係費	4,000円
(ウ) 寄附・交付金	3,000,000円
(エ) その他の経費	393,044円

合計	4,614,136円
----	------------

報告年月日 平成23年4月21日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	1,420,696円
ア 前年繰越額	1,420,573円
イ 本年收入額	123円
(2) 支出総額	1,420,696円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア その他の収入

10万円未満の収入	123円
-----------	------

合計	123円
----	------

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 備品・消耗品費	78,790円
(イ) 事務所費	7,288円

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費	104,110円
(イ) 選挙関係費	489,000円

(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費

a その他の事業費	100,000円
-----------	----------

(エ) 寄附・交付金	562,583円
------------	----------

(オ) その他の経費	78,925円
------------	---------

合 計	1,420,696 円
政治団体の名称	新しい町づくりを進める会
報告年月日	平成23年4月15日
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
政治団体の名称	いいじまあきお後援会
報告年月日	平成23年4月28日
(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
政治団体の名称	大島敬治後援会
報告年月日	平成23年1月5日
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
報告年月日	平成23年4月28日

(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
政治団体の名称	岡田ひろみ後援会
報告年月日	平成23年3月29日
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	82,810円
ア 前年繰越額	82,810円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
報告年月日	平成23年4月6日
(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	82,810円
ア 前年繰越額	82,810円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	20,505円
2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) その他の経費	20,505円
合 計	20,505円
政治団体の名称	坂本ゆうのすけ後援会
報告年月日	平成23年3月17日
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
報告年月日	平成23年4月28日

イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円
報告年月日 平成23年4月1日	
(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 千野寿政を応援する会

報告年月日 平成23年4月7日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 飛翔会

資金管理団体の届出をした者の氏名 坂本 祐之輔

資金管理団体の届出に係る公職の種類 東松山市長

報告年月日 平成23年4月28日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	1,037円
ア 前年繰越額	1,037円
イ 本年收入額	0円

(2) 支出総額	0円
(平成23年分)	

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	1,037円
ア 前年繰越額	1,037円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 中たけし後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 中 毅志

資金管理団体の届出に係る公職の種類 所沢市議会議員

報告年月日 平成23年4月1日

(平成15年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	696,547円
ア 前年繰越額	96,547円
イ 本年收入額	600,000円
(2) 支出総額	672,638円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄附	
(ア) 寄附	
a 個人からの寄附	600,000円
合計	600,000円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
中 毅志	600,000円	所沢市	

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 備品・消耗品費	44,163円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	628,475円
合計	672,638円

(平成16年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	23,909円
ア 前年繰越額	23,909円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成17年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	23,909円
ア 前年繰越額	23,909円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成18年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	23,909円
ア 前年繰越額	23,909円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成19年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	23,909円
ア 前年繰越額	23,909円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成20年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	23,909円
ア 前年繰越額	23,909円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	23,909円
ア 前年繰越額	23,909円

イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	23,909円
ア 前年繰越額	23,909円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	23,909円
ア 前年繰越額	23,909円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
政治団体の名称 野田直人後援会	
報告年月日 平成23年4月18日	
(平成19年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成20年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円

(2) 支出総額	0円
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 フロンティア21

報告年月日 平成23年4月18日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成20年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 森泉よしお後援会

報告年月日 平成23年4月18日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 渡辺春雄後援会

報告年月日 平成23年4月14日

(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円

イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

告 示

埼玉県選管告示第七十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があつた。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
片田 広明	深谷市議会議員	片田ひろあき後援会	深谷市国済寺28-5	平成23年4月7日
中 毅志	所沢市議会議員	中たけし後援会	所沢市三ヶ島5-1262-1	平成23年4月1日
中原 敦子	伊奈町議会議員	伊奈の子どもの未来を拓く会	北足立郡伊奈町西小針4-95	平成23年4月13日
渡辺 春雄	坂戸市議会議員	渡辺春雄後援会	坂戸市柳町14-2	平成23年4月14日

告 示

埼玉県選管告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
高橋 信次	坂戸市長	埼玉政経懇話会 “かがやき”	公職の種類	坂戸市長	坂戸市議会議員	平成23年 4月15日
			主たる事務所の所在地	坂戸市関間2 - 9 - 7	坂戸市南町2 6 - 7	同上
松岡 耕一	埼玉県議会議員	松岡こういち後援会	主たる事務所の所在地	さいたま市緑区太田窪1 - 1 4 - 1 3 - 2 0 1	さいたま市緑区三室1 2 0 7 - 4	平成23年 4月20日
山崎 邦子	参議院選挙区選出議員	行和会	主たる事務所の所在地	さいたま市浦和区高砂2 - 3 - 1 8 セキモトビル4 F	さいたま市浦和区岸町7 - 9 - 1 7 葵ビル1 - A	平成23年 4月 6日

告 示

埼玉県選管告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年4月1日～4月30日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
坂本 祐之輔	東松山市長	飛翔会	平成23年3月10日	平成23年3月23日
中 毅志	所沢市議会議員	中たけし後援会	平成23年4月1日	平成23年4月1日
野田 直人	飯能市議会議員	フロンティア21	平成23年4月18日	平成23年4月18日
森泉 義夫	埼玉県議会議員	森泉よしお後援会	平成22年12月31日	平成23年4月15日
渡辺 春雄	坂戸市議会議員	渡辺春雄後援会	平成23年4月12日	平成23年4月14日

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

平成23年 4月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
米ぬか油かす及びその粉末	ポーソー油脂株式会社	5.5米ぬか油かす粉末	主成分 - TN、TP、TK				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

平成23年4月分

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者若しくは販売業者又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果									備考
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)	その他の検査	
動物の排せつ物の燃焼灰	後藤和夫	けいふん燃焼灰	0.23	20.59	16.03	344	1597	26.22	10.2	5.41		
たい肥	加藤一弘	牛糞堆肥	0.54	0.57	2.15	8	53	0.68	20.9	65.37		
	荒井文明	牛糞堆肥	1.17	1.54	2.33	23	144	2.30	16.9	38.71		
	関口博孝	関口牛ふん発酵堆肥	1.71	1.51	1.63	22	101	10.15	11.5	35.81		
	有限会社小暮園芸用土	醗酵牛ふん	2.47	4.61	3.79	33	225	3.14	8.3	21.54		
	久喜宮代衛生組合	エコ菜来(えこさいくる)	1.51	2.84	2.62	16	108	1.05	15.3	39.83		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

雑報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十三年四月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十三年五月三十一日

埼玉県病害虫防除所長 野田 聡

エナーゼ産業株式会社 埼玉県秩父郡長瀨町 大字矢那瀬 194 番地	H23.4.21 エナーゼ産業(株) 埼玉県秩父郡長瀨町 大字矢那瀬 194 番地	ビターゼ	23. 4	18.8	4.9	0.10	0.66	1.8	2.9									-
ムサン油脂株式会社 埼玉県日高市大字原 宿 808 の 1	H23. 4.22 ムサン油脂(株) 埼玉県日高市大 字原宿 808 の 1	脱脂糠	23. 4	18.6	1.3	0.06	2.81	8.1	12.0									-
三和農工株式会社 埼玉県本庄市東台 1 丁目 3 番地 6 号	H23.4.26 三和農工(株) 埼玉県本庄市東 台 1 丁目 3 番地 6 号	マルサン肉豚用大 麦ミートン配合飼 料	23. 4	13.5 以上	2.5 以上	0.45 以上	0.35 以上	5.0 以下	6.0 以下									-
同上	同上	マルサン肉豚肥育 用ニューP 配合飼 料	23. 4	14.2	3.1	0.74	0.51	1.5	4.0									-
日本飼料株式会社 東京都港区麻布台 2 丁目 2-1	同上	とうもろこし	23. 4	12.0 以上	2.5 以上	0.45 以上	0.35 以上	5.0 以下	6.0 以下									-
株式会社鈴栄商事本 社工場 千葉県銚子市長塚町 2 丁目 35 番地	同上	65%フィッシュミ ール	23. 4	7.3	3.4	0.01	0.27	1.5	1.3									-
				65.0 以上					20.0 以下									-
				66.2	9.3	4.45	2.74	0.0	18.1									-

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

雑報

議長選挙

小谷野五雄議長は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月二十四日次の者が選挙された。

議長 鈴木 聖二

副議長選挙

渋谷実副議長は、四月二十九日任期満了し、欠員であったところ、五月二十四日次の者が選挙された。

副議長 荒川 岩雄

正 誤

埼玉県教委告示第二十七号（平成二十三年五月二十日第二千二百八十八号）

目次中訂正

誤

技能教育のための施設の内容の変更について（高校教育指導課）

正

技能教育のための施設の所在地変更（高校教育指導課）